

墨田区広報広聴担当が取り扱う広告掲載事業

(バナー・お知らせ等)に関する基準

【趣旨】

この基準は、墨田区広告掲載事業要綱第18条に基づき、墨田区広報広聴担当が取り扱う広告掲載に関して必要な事項を定めています。

【広告掲載を行う広告媒体の種類】

- 1 区公式ウェブサイトのバナー広告
- 2 区のお知らせ「すみだ」の欄外広告
- 3 その他墨田区広報広聴担当が取り扱う広告

【広告の掲載期間、位置、規格及び掲載料】

広告を掲載する媒体により、別途定めます。

【広告の掲載希望者の募集】

墨田区広報広聴担当が取り扱う広告掲載において、広告掲載希望者を募集します。また、区は、掲載対象事業者を選定し、直接依頼することができます。

【広告の掲載申込み】

墨田区広報広聴担当が取り扱う広告掲載事業に申し込む場合は、事前に墨田区広告掲載事業者登録シートを提出し、広告掲載申込書に関係事項を記入の上、お申し込みください。

【広告の掲載決定】

区は、墨田区広告掲載事業要綱に基づき審査を行い、下記の優先順位を踏まえ、広告掲載の可否を決定します。

* 同じ掲載位置に2つ以上の申込みがある場合は広告の優先順位によって決定しますが、区

内企業と区外企業と同順位である場合は、区内企業を優先します。また、広告頁との関係で広告数の絞り込みや調整をしなければならない場合も、同様に区内に事業所を有する企業を優先します。

【広告の優先順位】

- 1 国、地方公共団体及び公共的団体並びにこれに類するもの
- 2 私企業のうち、公共性の高い業種であるもの
(銀行、信用金庫、信用組合、鉄道、電気、ガス、電話、各種学校など)
- 3 不特定多数の区民が利用できる施設であるもの
(デパート、商業施設、商店街、ホテル、スポーツ施設など)
- 4 上記以外のもの

【広告掲載料の納付】

広告掲載料は、掲載の決定後、区長の指定する期日までに支払ってください。ただし、区長が特別な理由があると認めた場合はこの限りではありません。

【広告掲載料の還付】

既納の広告掲載料は還付しません。ただし、区長が特に認めるときはこの限りではありません。

【広告掲載の取消し】

墨田区広報広聴担当が取り扱う広告掲載事業の運営上、支障のある場合は広告掲載を取り消す場合があります。

【その他】

この基準に定めがない事項は、墨田区広告掲載事業要綱の規定に従う。